

トンネルじん肺根絶第6陣訴訟 5月の連休前に和解も

12月13日、札幌地裁で「トンネルじん肺根絶第6陣北海道訴訟」の第4回口頭弁論が開かれました。この日は、遺族原告の大美美佳さんが意見陳述し、じん肺被害のDVDを再生したあと伊藤良弁護士がじん肺の病理と被害の実態について意見陳述して、弁護団事務局長の渡辺達生弁護士が進行についての意見を述べました。廣瀬孝裁判長は、年内に「職歴の第1次認定案」を示し、進行協議（来年2月5～7日の予定）を経てから「第2次認定案」出すことをあらためて明らかにしました。弁護団が2月末までに第2次認定を出して早期に和解できるよう求めたこともあり、次回期日（3月13日）の次の期日は進行協議をふまえて指定されることになりました。これにより、早ければ5月の連休前に和解が成立する可能性があります。

家族を含めると被害者はいったい何人になるのか

意見陳述で大美さんは「父（家野信明さん）はトンネル現場で働き、じん肺が原因で亡くなりました。私が小さいころ、父は青函トンネルの先進導坑の現場で、社宅に帰ってきたときは顔や髪が粉じんできれいになっていて、いつも息切れの症状がありました。青函トンネルの仕事が終わってから症状は以前よりひどくなりましたが、また新潟のトンネル現場に働きに行きました。仕事を辞めて帰ってきて、いっしょに住むようになりましたが症状がさらに悪くなっていました。平成11年に合併症で労災認定されましたが、家にいる時はいつも横になっている状態で、酸素吸入もするようになりました。デイサービスの施設で呼吸停止になり、翌日の朝に亡くなってしまいました」と振り返り、「私は父がしていたトンネルの作業についてはほとんどわかりません。しかし、この裁判でじん肺という病気や被害について知りました。家族を含めるとじん肺の被害者はいったい何人になるのでしょうか」と問いかけ、裁判の早期解決と「トンネルじん肺基金」創設を訴えました。



函館支部・鈴木さんがNPT再検討会議へ

建交労全国青年部は、11月30日から12月1日の2日間にわたり第21回定期総会を開催しました。北海道からは、函館支部・鈴木さん、釧路支部・東雲さん、旭川支部・山岸さんが参加しました。総会では、来年5月にニューヨーク・国連本部でおこなわれるNPT（核不拡散条約）再検討会議にあわせた国際行動に全国青年部から派遣する武田喜成事務局長と鈴木互事務局長次長（函館支部）が決意を述べました。

1日目は、「第五福竜丸展示館」を見学して感想や青年部確立の工夫、各地の青年部活動、平和活動などを交流しあいました。2日目は総会で、経過報告のあと、核兵器廃絶と原発のない未来へのとりくみ、青年の組織化と相互の交流、学習や青年部の強化をはかること、青年アンケートの結果をもとに青年の要求実現へ向けた新たな取り組みについて提案があり、討論では「人手不足や低賃金労働の現状の中で、久しぶりに若者の入社があり、これから育てていきたい」「もうすぐ市の指定管理が受けられなくなり、職場がなくなるかもしれない、署名に協力してほしい」などの発言がありました。新年度役員として藤川拓部長などが選出され、鈴木事務局長次長も再選されました。